



第 248 号



- 都環境局・建設廃棄物適正処理部会が22年度第2回講習会開く
- 東日本大震災関連 協会と全産廃連青年部協議会が義援金活動を開始
- (社)全産廃連青年部協議会・関東ブロック青年部協議会が研修会など開催
- 行政だより I 再生碎石の利用推進に係る共同宣言について  
II 第三者評価制度に対応した許可証等の交付について  
III 東京都、産廃担当等関係職員の人事異動を発令



社団法人 東京産業廃棄物協会

## &lt;目 次&gt;

## とうきょうさんぱい

# 有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。

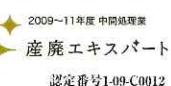
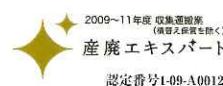
廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



有明興業株式会社  
ARIAKE KOURYOU CO., LTD.  
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 ECO4J0294

## リサイクルポート 東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築  
モーダルシフトでCO<sub>2</sub>削減



▲重量トン数1,500tクラスの船舶が接岸可能な当社施設



▲接岸中の総トン数499tクラスの船舶



▲当社接岸より汚染土壤を船積作業中の船舶



- 産業廃棄物処分業(コンクリート塊の破碎2,040トン/日)再生碎石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業(保管積替を含む)陸上・海上輸送共可能
- 保管積替(汚泥、燃え殻、鉛さい)
- 積替え(上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類)
- 汚染土壤の陸上海上輸送



日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400  
FAX. 03-3790-7401  
〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2  
<http://nichiei-sangyo.jp>



中間処理業  
2009~11年度 中間処理業  
認定番号1-09-C0012

ISO14001 2004取得



収集運搬業  
2009~11年度 収集運搬業 (運び人負担を除く)  
認定番号1-09-B0022

都環境局・建設廃棄物適正処理部会が22年度第2回の講習会開く  
建設廃棄物と改正法との関係ほか土壤汚染対策や石綿含有建材で講演

[東日本大震災関連]

協会と全産廃連青年部協議会が義援金活動を開始  
協会災害対策の各支部が支援調査に入る

(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会・関東ブロック青年部協議会が研修会及び賀詞交歓会開く

[行政だより]

- I がれき破碎処理施設のアスベスト大気濃度測定結果と再生碎石の利用推進に係る共同宣言について
- II 優良性基準適合認定制度(第三者評価制度)に対応した産業廃棄物処理業許可証等の交付について
- III 東京都が4月1日付けで産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令

つぶやき 「合わせ産廃」の運用が出来ないか弁当ガラ等適正処理のために一 13

地球温暖化対策 世界水の日に 14

新入会員紹介 15

産廃相談ア・ラ・カルト⑫ 16

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part56 18

協会の主な今後の日程 19

会員情報 (代表者・名称・住所等変更のお知らせ) 19

よろず相談 (法律・改正で廃棄物処理法はどう変わったか(2)) 20

お江戸ぶらぶら歩る記 26

事務局だより・編集後記 28

表紙の言葉 15

## 都環境局・建設廃棄物適正処理部会が22年度第2回の講習会開く 建設廃棄物と改正法との関係のほか土壤汚染対策や石綿含有建材で講演

東京都産業廃棄物対策推進協議会の建設廃棄物適正処理部会は、平成22年度第2回建設廃棄物適正処理講習会を平成23年3月11日(金)13時30分から東京都第2庁舎二号ホールにおいて開催した。講義は①建設廃棄物を適正に処理するために、②改正土壤汚染対策について、③石綿含有建材への対応について、の3点で、聴講者は約200名を超えるホールを埋め尽くし後部に補助席を出すほどであった。

しかし、当日は過去最大のマグニチュード9.0の大地震と津波に襲われたその日で、丁度講義の最中に都庁1階のホールも何度か大きく揺れ、場内は騒然となつたが、保安室からの「落ち着いて行動するように」との再三の場内放送で落ちつきを取り戻し、何とか全講義を終了したが、全員不安の中でそそくさと帰り支度を済ませ帰途に付いた。ただ、一部の方は交通機関が止まってしまったため、都庁に引き返し、交通機関の再開を待った。

講習会は予定通り次の内容で進められた。講義の内容は、既に明らかにされている内容も多いので、簡略とし、今まで殆ど取り上げていなかった土壤汚染対策のみ、提示された資料を中心に掲載した。なお、カッコ内の時間は予定。

### 1 開会(13:30)

#### (1) 東京都挨拶

東京都環境局 廃棄物対策部 不法投棄対策担当課長

佐伯 文博 氏



#### (2) 部会長挨拶

東京都産業廃棄物対策推進協議会 建設廃棄物適正処理部会 部会長

〈大成建設(株) 東京支店 安全・環境部 参与〉 高戸 章 氏



### 2 講義

#### I : 建設廃棄物を適正に処理するため

(13:40~14:50)

戸田建設(株) 本社建築環境・品質管理部 環境管理課長

高橋 辰男 氏



今回の講習の目的は、建設廃棄物の適正処理の徹底であり、主な点は①廃棄物の適正な委託処理と排出管理、②廃棄物の適正な受託

と処理及び処分、③不適正処理、不法投棄の未然防止にある。改正廃棄物処理法の概要の中で最も重要な点は、排出事業者責任の元請け一元化があり、解体工事等の一括請負的な工事においても、あくまでも元請けが排出事業者責任を負う。この基本に関連して廃棄物の委託処理などに幾つかの取り決めがなされているが、これら詳細は既に明らかにされているので、ここでは割愛した。

なお、建設廃棄物適正処理部会の監修で東京都が発行し、講習会などのガイドブックとして使用されている「建設廃棄物を適正に処理するために」は、高戸部会長によると、「改正廃棄物処理法に基づき内容を改訂中で、8月までに再発行するので利用して欲しい」としており、200円で都庁内で販売する予定である。

<<休憩>> (14:50~15:00)

#### II 改正土壤汚染対策法について

(15:00~15:35)

～改正法の概要と都条例との関係～

東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課

土壤地下水対策係主任



田中 利和 氏

土壤汚染対策法と環境確保条例は次のとおりの改正の経緯があった。

- 平成12年12月22日 ・環境確保条例の公布
- 平成13年10月1日 ・土壤汚染対策の規定の施行
- 平成15年2月15日 ・土壤汚染対策法の施行
- ・条例施行規則及び土壤汚染対策指針の改正
- 平成22年4月1日 ・土壤汚染対策法の一部改正法の施行  
(平成21年4月24日公布)  
  ・条例施行規則及び土壤汚染対策指針の改正

#### 改正土壤汚染対策法の概要

##### (1) どんな時に届けが必要か

- ①工場等の廃止の時
- ②一定規模以上の土地改変時=敷地面積が3000m<sup>2</sup>以上の場合(条例117条)、また改変面積が3000m<sup>2</sup>以上の場合(法第4条)
- ③健康被害のおそれがあり、調査命令が出された時

##### (2) 一定規模以上の土地の形質変更時の届け出

土地の形質の変更を受けた都道府県知事は、当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、土壤汚染状況調査の実施命令を発出。ただし①形質変更の区域外へ土壤を搬出せず、②形質の変更に伴い周辺への土壤の飛散・流失が生じない、③形質変更が深さ50cm未満等の全ての場合は届け出対象外。

(3) 「要措置区域」「形質変更時要届出区域」の指定プロセス (P 4 図1 参照)

(4) 土壤の区域外への搬出規制

汚染土壤の搬出時における規制 (P 5 図2 参照)

(5) 東京都環境確保条例と土壤汚染対策法の関係

①環境確保条例に基づく調査・対策のフロー (P 5 図3 参照)

②届出に当たっての注意事項

- 法と条例の両方の対象となる土地は、それぞれ規定に基づいた手続きが必要
- 法の土壤汚染状況調査報告には、指定調査機関による地歴調査が必要
- 法第4条第1項の届出には、土地所有者の同意が必要
- 要措置区域・形質変更届出区域に指定された土地では、土地の形質の変更や土壤の搬出に制限がかかり、作業の内容によって手続きが必要

### III 石綿含有建材への対応について

埼玉県環境科学国際センター 資源環境・廃棄物担当

川寄 幹生 氏

同氏の石綿含有建材の講演等は既に本誌に掲載 (245号22ページ) しているため、ここでは省略させて頂いた。



図 1

### 「要措置区域」「形質変更時要届出区域」の指定プロセス

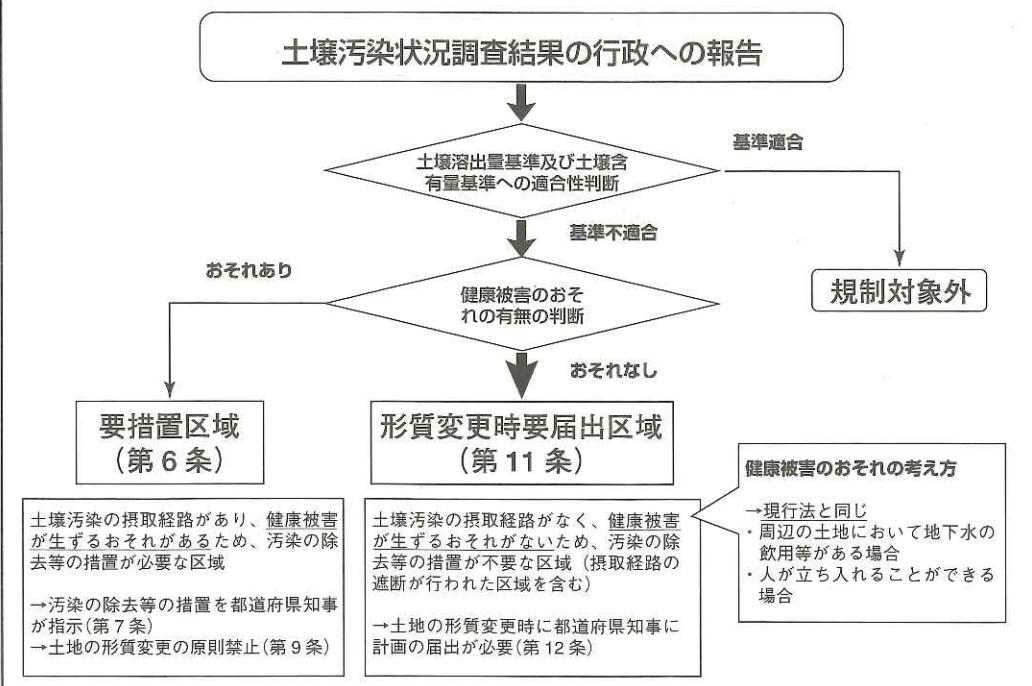


図 2

### 汚染土壤の搬出時における規制

要措置区域、形質変更時届出区域内の土地の土壤を、これらの区域外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する14日前までに、都道府県知事に届け出る必要がある。

運搬の方法が運搬基準に違反し又は汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託してない場合は、計画変更命令が発出される。また、運搬基準に従って、適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合は、措置命令が発出される。

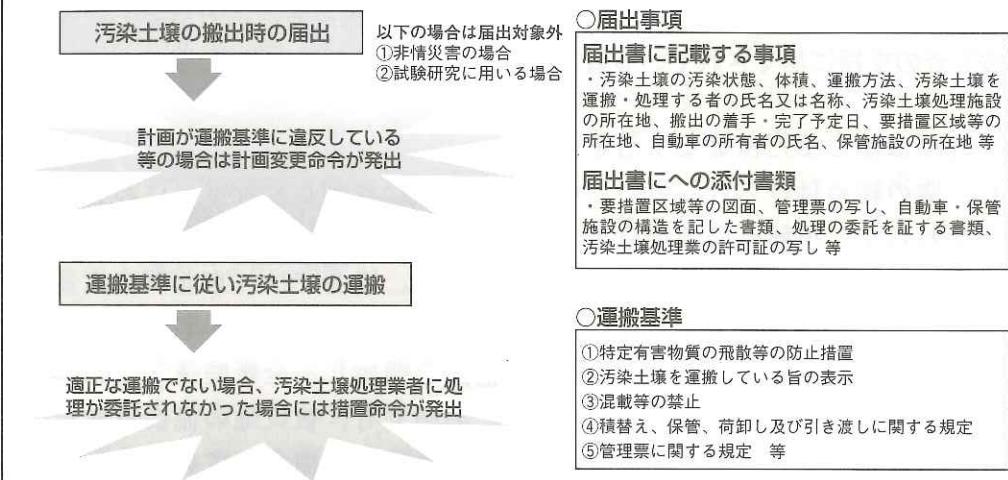
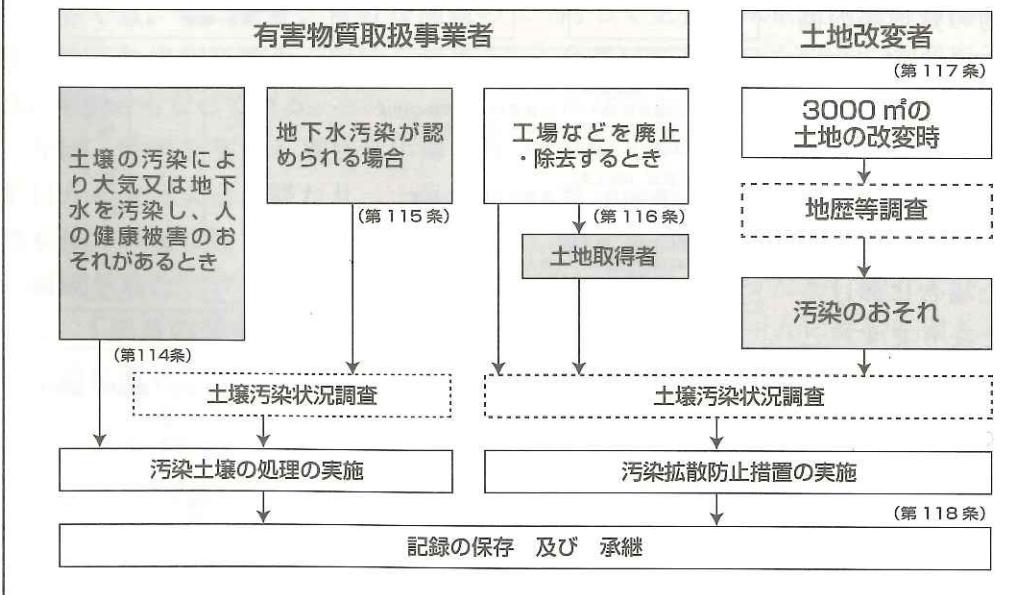


図 3

### 環境確保条例に基づく調査・対策のフロー



## 東日本大震災関連 協会と全産廃連青年部協議会が義援金活動を開始 協会災害対策の各支部も支援調査を実施

このたびの東日本大震災によりすさまじい数の尊い命が失われたことに、心より哀悼の気持ちを捧げます。そして被害を受けられた皆様、ご家族、関係者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。危険な中にもかかわらず、現場に向かわれ、命がけで救援、支援活動をされている皆様、自らや家族が被災者でありながら、不眠不休で被災者の支援に尽くされている皆様に心から敬意を表します。

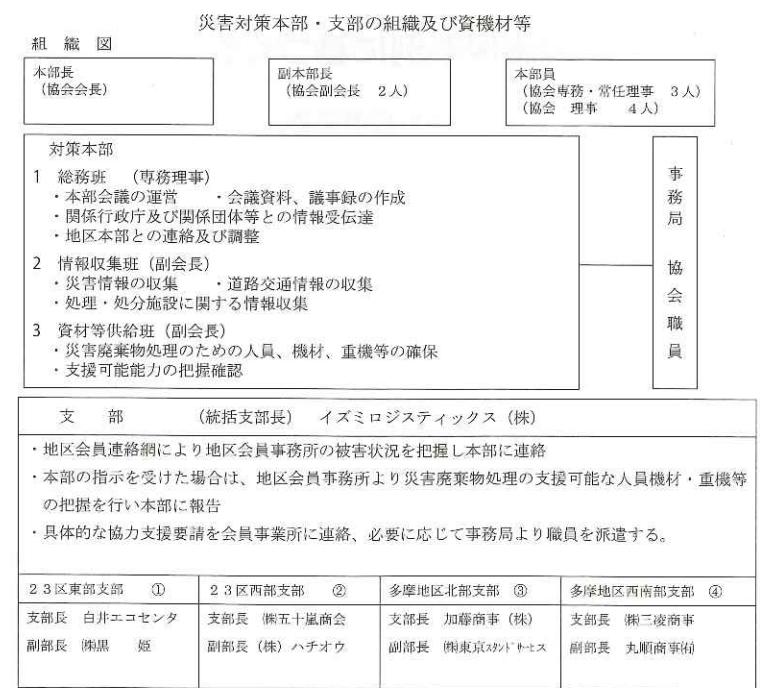
被災地ではまだまだ困難な生活を強いられ、胸の締め付けられる思いの中にもかかわらず、復興への強い意志をお持ちの皆様のお姿に、私達も一日も早い復興のための協力を実行しなければと思います。会員の皆様の中にも、既に様々な形で支援活動を行っている方がいらっしゃると聞きます。ぜひこれからも、さまざまな工夫をして支援の輪を広げましょう。

協会では、「災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を東京都との間で締結しています。これは、都内において地震等大規模災害が発生した場合における協定となります。このたびの震災発生に伴いまして、協会では右図の災害対策本部・支部（統括支部長 泉収集運搬委員長）の組織に従い

「支援調査」を実施いたしました。ご協力いただきました皆様にはお礼を申し上げます。

また、協会では「東北関東大震災・東京産廃協義援金」の名称にて義援金活動を開始し、全産廃連青年部協議会においても、被災地の協会青年部への義援金活動を開始しています。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(ハチオウ 森 記)



## (社) 全国産業廃棄物連合会青年部協議会・関東ブロック青年部協議会が研修会及び賀詞交歓会開く



義田氏と記念撮影

3月4日(金)池袋サンシャインシティにて東京青年部主催により、関東ブロック青年部協議会の研修会及び賀詞交歓会が開催された。1都7県で構成される関東ブロックでは、毎年この時期に持ち回りで幹事を務めながら、賀詞交歓会が開催される。広域での処理や運搬を考えることの多くなってきた我が業界では、年に一度、身近な関東の仲間達との情報交換や、親睦を深める良い機会ともなっている。

今回、幹事を務める東京青年部は昨年11月の全国大会が終わり、一息つく暇も無く準備に取り掛かった。会議では編成されたプロジェクトチームを中心に、「部員の研鑽」「東京の地域色」を主眼に意見が交わされた。第一部の研修会の内容として、スポーツマンの多い青年部らしく、スポーツジャーナリストの義田貴士氏に「プロフェッショナルなリーダー論」と題した講演を依頼し、第二部の賀詞交歓会に東京浅

草のサンバチームを呼ぶ計画となった。

当日、約80名の他県部員を「おもてなし」するのは東京青年部の有吉プロジェクトリーダーと相川サブリーダー率いる38名。事前の打ち合わせ通りにお客様やご来賓を案内し、義田氏の講演を迎えた。約90分、一流スポーツ選手から肌で学んだモチベーション維持方法や、リーダーシップ理論をわかりやすくお話をいただき、講演が終了した。第二部の会場となる展望台へは約140名の大移動となつたが、各部員が役割をきっちり理解し、協力しながらこなしていた。

第二部は、関東ブロック仲田会長(栃木)の開会挨拶に続き、主賓の全産廃連青年部協議会加藤会長(東京)、同じく主賓の東京産業廃棄物協会高橋会長にご挨拶いただき、全産廃連青年部協議会藤枝副会長(神奈川)の乾杯で始まった。60階から一望する夜景を望みながら懇親を深める部員達の酔いがまわってきたところで、サンバチームの登場となつたが、盛り上がりをみせるサンバチームに終始圧倒され、部員達は徐々に萎縮していった。しかし強力なスペシャルゲスト、あやまんジャパンの登場で再び活気を取り戻し、最後は東京の濱松部長が、関東ブロックの参加者や主賓の方へのお礼と感謝の挨拶をしてお開きとなつた。(吉野 記)

# 行政だより I

東京都は3月28日、がれき破碎処理施設のアスベスト大気濃度測定結果と再生利用推進に係る共同宣言について公表いたしました。

公表内容は下記のとおりです。

なお、共同宣言・アスベスト大気濃度測定結果等の詳細は、  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html)  
で参照できます。

平成23年3月28日

## がれき破碎処理施設のアスベスト大気濃度測定結果と 再生碎石の利用推進に係る共同宣言について

都内のすべてのがれき破碎業者に対し、施設の敷地境界での大気測定の実施とアスベストを含むスレート等の搬入防止の徹底について指導した結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

現在、再生碎石に関しては、再生碎石の一部にアスベストが混入していたことを受け、再生碎石の利用を控える動きが見受けられ、このままでは、リサイクルが滞り、循環型社会への影響も懸念されます。

このため、関係団体と「再生碎石の利用推進に係る共同宣言」を行いましたので、併せてお知らせいたします。(別紙「再生碎石の利用推進に係る共同宣言」のとおり)

### 1 アスベスト大気濃度測定について

都に提出のあった測定結果は、すべて基準値(※)の10分の1以下であり、健康被害のリスクは極めて低いものと考えます。

- ・対象 86社 97施設
- ・都に提出のあったもの 85社 96施設

※大気汚染防止法 10本/L (アスベスト製品製造工場における敷地境界基準)

### 2 アスベストを含むスレート等の搬入防止の徹底について

すべてのがれき破碎業者は、搬入防止の徹底(運搬業者等へのスレート等の搬入禁止の周知、搬入物検査の徹底、スレート等が搬入された場合の都への通報ルールの確立など)を実施しています。

### 3 「再生碎石の利用推進に係る共同宣言」について

がれき類のリサイクルを進めるため、「東京都産業廃棄物対策推進協議会建設廃棄物適正処理部会」(都、再生碎石を利用する建設業4団体、廃棄物処理業界、解体処理業界で構成)と、再生碎石を利用する社団法人日本道路建設業協会が一丸となって、再生碎石の利用の推進を宣言しました。

本宣言は、国・区市町村の発注部局、さらには再生碎石の利用の多い民間開発会社の団体や高速道路会社などの関係者に対し、周知いたします。

問い合わせ先

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課  
電話 03(5388)3446

別紙

## 再生碎石の利用推進に係る共同宣言

東京は、高度経済成長期に建造された建築物・道路などの都市基盤が更新の時期を迎えしており、がれき類等の建設廃棄物が多く発生している。

これまで、がれき類の再資源化率は9割を超えており、再生碎石はリサイクルの優等生であった。このことは、再生碎石の製造・流通・利用に携わった全ての人々の努力の成果である。

しかし、再生碎石の一部にアスベストを含むスレート片等が混入していたことを受け、現在、再生碎石の利用を控え、天然碎石に代える動きが一部で見受けられる。

このままでは、天然資源の採取による自然破壊を引き起こし、又再生利用が可能ながれき類が廃棄物として最終処分され、循環型社会の形成に支障をきたす懸念がある。

再生碎石の利用を進めることは、世界で最も環境負荷の少ない都市を目指す東京の役割の一つであり、東京の維持・発展を支えるものである。

私たちは、アスベスト廃棄物の分別と再生碎石の品質管理を徹底するとともに、再生碎石の利用を進めていくことをここに宣言する。

平成23年3月28日

◎東京都産業廃棄物対策推進協議会建設廃棄物適正処理部会  
(社)東京建設業協会、(社)建築業協会、(社)日本土木工業協会、(社)住宅生産団体連合会、(社)東京建物解体協会、建設廃棄物協同組合、住宅産業解体業連絡協議会、(社)東京産業廃棄物協会、東京廃棄物事業協同組合、東京都環境局

◎その他再生碎石の利用に係る団体  
(社)日本道路建設業協会

### [再生碎石の環境リスクについて]

- 建設業者及び解体業者は、建設業団体と都の指導を受け、建物解体工事現場において、アスベスト廃棄物の分別を徹底し、アスベスト廃棄物の再生碎石への混入を防止していること
- 都内全てのがれき破碎業者がアスベストを含むスレート等の搬入防止策に取り組み、品質管理を徹底していること
- 都内のがれき破碎処理施設の敷地境界でのアスベスト大気濃度測定の結果は、大気1リットルあたり1本以下であり、がれき破碎処理による、健康被害を及ぼすようなアスベストの飛散はみられないこと
- アスベストが混入した再生碎石が敷かれた駐車場等の現場は、自治体が実施した大気測定結果において大気1リットルあたり1本以下であり、健康被害を及ぼすようなアスベストの飛散はみられないこと
- 国は、アスベストが混入した再生碎石が敷かれた駐車場等について、その利用者や周辺住民のアスベスト曝露による健康への影響、健康リスクは極めて低い、との見解を示していること

(注) 世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア(判断基準)では、「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下~10本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」とされています。

## 行政だよりⅡ

東京都は、このたび、東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）における評価基準適合業者に対して、認定ロゴマークを表示した許可証等を交付することにいたし、259社の認定業者に申請手続きの連絡を行いました。

許可証に認定ロゴマークであるエキスパート（金色）、プロフェッショナル（銀色）のマークが表示されることにより、排出事業者に対するアピールや契約書に添付する許可証に新たな重みが加わると思います。

まだ第三者評価制度の認定適合にチャレンジしていない処理業者の皆様 ぜひ申請を御検討ください。

事務連絡  
平成23年3月11日

評価基準適合業者 各位

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長

### 優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）に対応した 産業廃棄物処理業許可証等の交付について

日頃から東京都の産業廃棄物行政に御協力いただきありがとうございます。

このたび、東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）における評価基準適合業者に対して、認定ロゴマークを表示した許可証等を交付することにいたしました。希望される方は下記の手続により申請及び受領を行ってください。

記

#### 1 許可証の交付

評価基準適合業者の方には、産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルのロゴマークを付けた産業廃棄物処理業許可証を交付します。（見本1参照）

国の優良性評価制度による優良マークではありません。

#### 〔手 続〕

- 3月22日（火）以降、別添「許可証再交付申請書（正本及び副本）」に所定の事項を記入・押印のうえ郵送してください。

その際、封筒に「第三者評価 書換え」と明示し、郵便局のレターパック500を必ず同封してください。

- 紛失・き損年月日は申請書の申請年月日と同じです。また、紛失・き損理由は「第三者評価制度による認定のための書換え」です。
- なお書換えの申請が多数集中し、交付まで時間がかかることが予想されますが、新許可証がお手元に届くまで（1ヶ月程度）お待ちください。なお、震災の影響によりさらに時間がかかることも予想されます。
- 現在お持ちの許可証は、新しい許可証とともに送付する返信用封筒により、返送してください。

郵送先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 審査係

#### 2 優良性基準適合認定確認書の交付

評価基準適合業者に対しては、第三者評価機関の財団法人東京都環境整備公社理事長名で認定証を交付しているところですが、希望者に対してはさらに、知事名により優良性基準適合認定確認書を交付することといたしました。（見本2参照）

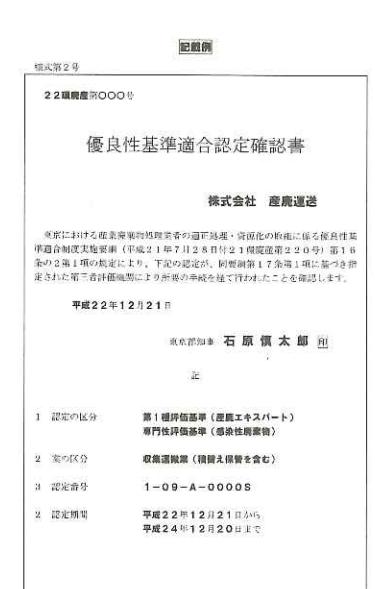
#### 〔手 続〕

- 確認書を御希望される場合は、別添「優良性基準適合認定確認申請書」に所定の事項を記入・押印のうえ、1の許可証再交付申請書に同封して郵送してください。
- 確認書は新許可証とともにお送りします。

（問い合わせ先）  
○許可証の交付手続について  
環境局 産業廃棄物対策課 審査係 電話03-5388-3587  
○確認書の交付手続について  
環境局 産業廃棄物対策課 指導係 電話03-5388-3586



（見本1）



（見本2）

# 行政だよりⅢ

東京都は平成23年4月1日付で、次のとおり産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令した。

【課長級】

役職	新	前職	前任者	異動先
産業廃棄物対策課長	志村 公久	環境改善部土壌地下水汚染対策担当	村上 章	自動車公害対策部交通量対策課
不法投棄対策担当課長	池田 裕治	(財) 東京都環境整備公社派遣	佐伯 文博	主税局税制部システム改善担当

(廃棄物対策部産業廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
不法投棄対策係長(課長補佐)	上野 直樹	自動車公害対策部交通量対策課	木下 勢弥	主税局練馬都税事務所
受け入れ担当係長	布施 良一	(財) 東京都環境整備公社派遣	関 信行	退職
不法投棄対策担当係長	飯倉 弘士	多摩環境事務所廃棄物対策課	田中 修司	多摩環境事務所廃棄物対策課
不法投棄対策担当係長	川畑 和美	環境政策部総務課	溝口 隆雄	環境政策部総務課
			佐藤 憲護	退職

(多摩環境事務所廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
浄化槽係長(課長補佐)	斎藤ひろみ	都市地球環境部総量削減課	藤田 優治	退職
審査係長	須田 邦義	自動車公害対策部交通量対策課	沼野 英樹	退職
規制担当係長	田中 修司	廃棄物対策部産業廃棄物対策課	飯倉 弘士	廃棄物対策部産業廃棄物対策課
			富田 徹	退職

(廃棄物対策部資源循環推進課)

役職	新	前職	前任者	異動先
管理係長(課長補佐)	中田 正史	環境政策部経理課	古澤 康夫	環境政策部環境政策課
資源循環推進係長	榎原 元秋	資源循環推進課	塙田 泰久	環境改善部計画課
資源循環推進課 スーパーEコタウン担当係長	荒井 和誠	東京たま広域資源循環組合	菱沼 滋夫	廃棄物埋立管理事務所
資源循環推進課課務担当係長<(財) 東京都環境整備公社派遣	岩崎 貴信	資源循環推進課		



**つ・ぶ・や・き**  
**「合わせ産廃」の運用が出来ないか  
 弁当ガラ等の適正処理のために**

## 1. はじめに

産業廃棄物の業界では、時として理解のできない事例が少なくない。法令原則から外れているものが「みなし」の扱いにより合法になったりする。

法令の勉強の初心者時代には「ただし書き」があれば要注意であると教えられた。理由は廃棄物処理法体系がいまだに安定化しておらず、時代の社会的事情を考慮して、例外規定が設けられるケースが多くあるからという。

## 2. 具体例としては?

「もっぱら物」とか「合わせ産廃」などが代表例である。

「合わせ産廃」等の理解が出来ないと一般廃棄物と産業廃棄物の区分に混乱が生じたりする。

この「合わせ産廃」規定とは、本来は産業廃棄物として事業者責任で処理すべき廃棄物について、区市町村の事務として行なうことが出来るとする制約条件付きの特例制度である。

制約条件は、中小零細企業対策又は経済合理性等公益的見地等からそれぞれの自治体にて決定される。

## 3. 「合わせ産廃」の制約

合わせ産廃は、無条件で限定なく適用されるものではなく、区市町村の施設の処理受入れに支障がない範囲という条件付きである。あくまでも区市町村の事情により受入れの可否が決定される。その為、

区市町村の行政区域が異なると別個の扱いとなる場合がある。

区市町村にて廃棄物処理計画で定め告示をしてから実行される制度である。

## 4. 東京都23区内の問題点

東京区部では、各種の「合わせ産廃」を特別区の清掃事務所が区の立場で収集処理をしている。中でも他県では例のない「弁当ガラ等」に限定した一廃処理業者による回収も実施している。

東京都の「中防の廃プラ埋立ゼロ計画」の実行に伴いこの4月からは「弁当ガラ等」の回収体制に暗雲が立ち込めているという。

従来より「合わせ産廃」として回収していた「弁当ガラ等」は、廃プラスチックと食品残渣物が付着の混合物であり、資源化の困難な物である。

そのため破碎後に都の中防埋立処分場にて埋立処理をする以外に選択肢がなかった物である。

## 5. 今後の処理の課題は。

中防埋立処分場の廃プラ埋立ゼロの課題は「一廃」も「産廃」もその実現に向けての取り組みが必要であろう。

ただし、都内の全ての廃プラが一律に埋立ゼロが可能な処理体制が確立したとは考えられない。「合わせ産廃」の例外容認規定は、処理体制等の整備状況と並行して運用されるべきではないかと思うものである。

(輪廻子)

## 世界水の日に

かつて日本は、井戸水でさえそのまま飲むことができた。飲用可能な豊富な水源を持つ、世界でも珍しい“飲み水に困らない”国だったはずだ。3月11日に発生した東日本大震災と津波に誘発された福島第一原発事故により、金町浄水場（葛飾区）をはじめ関東各地の浄水場から放射性物質の検出が発表され、日本の水道水に対する信頼は大きく揺らいだ。3月22日は国連の定めた「世界水の日」。水の重要性について改めて考えてみる。

国連は、2025年には地球上の3分の1の人々が安全な飲料水を必死に探し求める状態になりかねないと警告している。水の惑星といわれる地球だが、人間が利用可能な水は驚くほど少ない。地球上の淡水は総水量の約3%、その大部分は氷河や地下水であり、利用が比較的容易な河川水や湖沼水は0.01%に過ぎない。このわずかな淡水を、地球上のほぼ全ての陸上生物がわけあっている。

近年、この貴重な淡水はさまざまな要因で減少し、水資源枯渇の危機に直面している国もある。水危機の要因の1つは、地球温暖化だ。気候パターンの変動による干ばつはもちろん、海面上昇により、数千万の人口が集中するアジアの低地沿岸域ではすでに帶水層に塩水が入り込み、“使える水”を減らしている。世界人口の急増による帶水層の低下と汚染の問題も見逃せない。NASAの研究の結果、人間の使用量は雨水の供給量を超えており、地下水位は2002～2008年に毎年平均30センチ低下していることがわかったという。

“使える水”が手に入っても、“安全な飲み水”が手に入るとは限らない。世界では清潔な水が手に入らない人々は9億

人、排泄物を安全に処理できない人々は25億人いる。非衛生的な水が原因で死亡する人は1年間で330万人を数え、その大半は5歳以下の子供だ。

3月23日、東京都は金町浄水場（葛飾区）から乳児の暫定基準値の2倍を超える放射性ヨウ素131が検出されたことを明らかにした。石原東京都知事の緊急会見の後、都内のあるスーパーマーケットでは、わずか20分でボトル入りの水が売り切れたという。最近は味や健康を理由に飲用水を購入する人が増えたが、水道水汚染の恐怖や、水が手に入らない、という事態は、恐らく多くの都民にとって初めての経験に違いない。蛇口をひねれば“飲める水”が出るのは世界でも11カ国程度だという。そんな水に恵まれた国に暮らしながら、ありがたさはつい忘がちだ。

「湯水のごとく」とは、日本では浪費をあらわす言葉だが、水が貴重な国で現地の言葉に直訳すれば、「大事に、少しずつ、必要な分だけ」という意味に捉えられることだろう。今回の水道水の放射能汚染は、いわば人災だ。安全な水道水を守るためにいま何をすべきか、ひとりひとりが考え、行動する時期にきている。

みんなで使おう！

“再生紙”

## 参考

放射能検出のニュース

YOMIURI ONLINE

<http://www.yomiuri.co.jp/science/news/20110320-OYT1T00544.htm?from=nwla>

産経ニュース

<http://www.zakzak.co.jp/society/domestic/news/20110326/dms1103261542016-n1.htm>  
水資源問題について

AFPBB News

<http://www.afpbb.com/article/environment-science-it/environment/2367037/2755580>  
ナショナルジオグラフィックニュース

日経ビジネスオンライン

<http://special.nikkeibp.co.jp/ts/article/a00h/106190/vol3.html>

◎新入会員紹介◎

大昌建設(株)

代表取締役 高橋 勝昭

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

〔廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

〒190-0034 東京都立川市西砂町2-27-16

☎042（560）7772

表紙の言葉

新年度より表紙の写真は「江戸の伝統工芸」をテーマに当面1年間を目処に掲載する予定です。これは、江戸の匠の技が、東京の職人の技術として現在も受け継がれている様を表紙の写真として掲載していくこうというものです。

今回の第1号は、東京の銀器製造の一工程である「銀の鍛金」で、もり銀の森まさる将氏の手によるものです。鍛金とは銀をあて金に当て、金槌で打って器形に絞ってゆき花瓶、香炉、急須などを製作し、金鎚を用いて槌目、ござ目、岩目などの模様打ちをします。このほか鑄金（鋳型でかたどる）や彫金（タガネを使い分けて毛彫り、片切り彫り、魚々子彫り等の技法で模様を彫刻する）、また切り嵌め、象嵌により花瓶、飾り皿、帯止、ブローチ等を製作します。

協力 浅草オレンジ通り 江戸金銀工芸 もり銀

TEL 03-3844-8821 <http://www.moriginki.co.jp>

## 質問相談 1

- ①相談者：排出事業者（鉄鋼業）  
 ②相談案件：特管物管理責任者選任の件  
 ③相談内容：

ばいじんの特定施設に指定されている。溶出試験では埋立処分基準以下のはいじんを亜鉛回収等の処理業者に処理委託している。

特別管理産業廃棄物管理責任者の配置は義務付けられているか。

## =回 答=

・特定施設として指定されている事業所であれば、ばいじんの分析試験で埋立基準（溶出試験）未満で、再生処分であっても、特管産廃物管理責任者の配置と選任は必要です。

・なお選任した場合は、行政庁に30日以内に届け出の義務があります。

## 質問相談 2

- ①相談者：処理業者（収集運搬業）  
 ②相談案件：布くず纖維の有価回収  
 ③相談内容：布くず纖維を1円/kgで買取回収する事業を計画している。法令上の問題点は何か。

## =回 答=

布くず・纖維くずが産廃に該当するのは纖維製造業など、発生する業種が限定されている。産廃の許可だけでなく、再生事業者登録をするなど再生資源の認定

又は登録の手続きをご検討ください。

有価買取がイコール有用物ではない。有用物の前提には買取後の物の資源化又は売却等のルートの明確化が必要です。

布くず・纖維くずに付着又は混合して回収される廃棄物について、事前に処理対策を講じておくことをお勧めします。

## 質問相談 3

- ①相談者：排出事業者（大規模流通）  
 ②相談案件：マニフェスト伝票確認  
 ③相談内容：マニフェスト伝票の確認をした際に、中間処理と最終処分が同月日となるケースがあつても良いか？

## =回 答=

最終処分には埋立処分と再生があるため、中間処理の内容次第では最終処分日と同一月日はありうる。

中間処理にて再生材その他資源化ルートに乗る場合が前提となる。

中間処理の具体的な内容確認を！

## 質問相談 4

- ①相談者：排出事業者（流通業）  
 ②相談案件：マニフェスト記入方法  
 ③相談内容：数量欄を排出時でなく処理施設の計量時に記入しても良いか。

## =回 答=

マニフェスト伝票の数量欄は搬出時に記入することが原則です。そのため容積

記載、本数、枚数、個数等の種々の数量単位による記載を認めている。

処理施設での計量値は備考欄等に記載し、台貫票の添付が一般的です。未記入欄の空白は虚偽記載の疑いをかけられる恐れあり、避けるべきです。

## 質問相談 5

- ①相談者：排出事業者（鉄道業）  
 ②相談案件：磁気鉄粉付の紙製切符  
 ③相談内容：鉄粉がコーティングされている紙製切符が大量に発生する。産廃として処理方法は？

## =回 答=

産業廃棄物に該当する紙くずは、建設業、印刷業、出版業等排出業種が特定されている。鉄道事業から排出される紙くずは事業系一般廃棄物となる。

23区内では、二十三区清掃一部事務組合の清掃工場か、又は事業系一廃焼却施設（産廃施設許可も同時取得の施設が多い）にて焼却処分となる。

なお、紙くずはサーマル焼却燃料として活用可能であり、大量排出する場合には有償売却の可能性も少なからず有りますのでご検討ください。

## 質問相談 6

- ①相談者：排出事業者（医療機関）  
 ②相談案件：学校の健康診断の廃容器  
 ③相談内容：小・中学校における健康診断の尿検査にて、尿の使用済カップが大量に発生する。

普通産廃か感染性産廃か？

## =回 答=

当該尿検査が感染性の病気との関連性が無ければ、普通産廃の扱いにて処理をしても問題がありません。

## 質問相談 7

- ①相談者：排出事業者  
 ②相談案件：委託契約書の記載内容  
 ③相談内容：委託契約書において許可業者の事業範囲又は委託内容を記載する場合に、各項目に「許可証の通り」と記載しても良いか。

## =回 答=

委託契約書には、契約相手業者の許可内容を確認するために事業範囲又は委託内容を記載する定めがある。

ただし許可品目が多い、処分方法が品目により多岐にわたる、許可権者が多数にわたるなどの場合は、記入該当項目に「許可証の通り」と記載することが認められている。

その際には契約書に有効期間内の許可証を書面で添付すること。許可証を更新した場合には、新たな許可証を契約書に添付することが必要です。

なお、回答に対するご意見、ご質問等は東産協HPの問い合わせWEBにてお寄せいただければ幸甚です。

【<http://www.tosankyo.or.jp/>】  
 行政書士／賛助会員 北村 亨  
 (東京産廃協会 専任相談員)

(回答内容の実施にあたっては行政等に内容確認が必要な場合もあります。)

## 身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part56

何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1 一般道路で	営業車を運転中	高速道路入口付近から、突然自車の前へ車が割り込んできた。	合流場所では、特に注意する。
2 自社場内で	ユンボを操作中	木くずを破碎していたら、破片が飛んで作業員に当たりそうになった。	木くずの破碎中は、自分の作業を中断してでも近付かないよう徹底する。
3 現場の小学校で	排水管詰まり直し作業中	危ないので注意はしていたが、外部樹を開けて作業をしていたら、児童が覗きに来て外部樹へ落ちそうになった。	外部樹の周囲を、ポール等で囲って作業を行う。又は、学校関係者に作業場へは近寄らないよう校内放送等で周知してもらう。
4 一般道路で	現場である駅へ向かうため走行中	停車中のタクシーが、ワインカーも点けずに急に割り込んできたので、急ブレーキを掛けて回避した。	駅周辺という事もあり、人・自転車・バイク・車、何がどのように飛び出してくるか分からない。スピードは控えめにし、周囲に気を配りながら走行する。
5 自社構内で	廃棄物の荷降ろし作業後	車両のフックにハンガーが引っ掛かっていたので、ドライバーにホッパーを降ろさないよう声を掛け、ホッパーの安全バーを降ろしハンガーを取り除こうとしたら、突然ホッパーが下降した。	作業員とドライバーとは密に連携をとる。ドライバー自身も運転席を降りて、後方の安全確認を行う。作業員は、安全確認の合図などを、ドライバーに分かるよう指示をする。
6 工場内で	ドラム缶をトラックの荷台からフォークリフトで降ろそうとした時	ドラムクリッパーでドラム缶を掴んだら、ドラム缶が変形していた為、クリッパーからドラム缶が外れて荷台から落ちそうになった。	ドラム缶が変形していたら、ドラム缶を動かし変形していない箇所を探してクリッパーで掴むようにする。また、キャップが閉まっているかも確認する。
7 一般道路で	廃棄物の収集に行く途中	頻繁に通る道の為、危険を知っているので徐行運転をしていたら、左右一時停止にも関わらず、突然自車の前を車が通過した。	今後も、狭い道では徐行運転を心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

## ～協会の主な今後の日程～

(平成23年4月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
	1	金	*平成23年度講習会 受付開始	
	7	木	平成23年度連合会講師の研修会 14:00~	メルパルクYOKOHAMA郵便貯金会館
	8	金	↓ 9:00~13:00	
	13	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
4			常任理事会 13:30~/第286回理事会 14:30~	協会会議室
	15	金	第46回関東地域協議会 会長会議 12:00~/協議会 14:00~/懇親会 17:00~	青山ダイヤモンドホール
	18	月	青年部 関東ブロック幹事会 15:00~	協会会議室
	22	金	収集運搬委員会 15:00~	協会会議室
	26	火	常任理事会 15:00~	協会会議室
	11	水	常任理事会 13:30~/第287回理事会 14:30~	協会会議室
5	24	火	全産廃連:第1回理事会	全産廃連会議室
	25	水	第55回定期総会	青山ダイヤモンドホール



### 〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成22年8月31日発行）への掲載頁

### クイックコーポレーション【荒川 隆】

(No.1157) 69ページ  
 【旧住所】〒114-0032 東京都北区中十条1-12-4  
 【旧電話番号】03-3908-5888  
 【旧FAX番号】03-3908-4029

↓  
 【新住所】〒143-0011 東京都大田区大森本町1-6-2-918

【新電話番号】03-5753-0377  
 【新FAX番号】03-5753-0435

### 小坂産業(株)

(No.2169) 48ページ  
 【旧代表者名】代表取締役社長 小坂 進  
 ↓  
 【新代表者名】代表取締役社長 小坂 隆

### (株)アイエフ物流サービス

(No.1181) 146ページ  
 【旧代表者名】代表取締役 佐藤 賢三  
 ↓  
 【新代表者名】代表取締役 佐藤 公紀



弁護士  
芝田 稔秋

改正で廃棄物処理法はどう変わったか（2）  
事業者の責任と産業廃棄物処理業者の責任の強化

法律相談

廃棄物処理法は平成22年5月19日に改正・公布され、付隨する政令が同年12月17日に、環境省令が本年1月28日に、それぞれ改正・公布され、平成23年4月1日から法律とともに施行された。

本号は前号に引き続き、その改正の内容と実務に及ぼす影響について勉強するものである。

改正の内容は、以下のとおり整理できる。

- 1 事業者の責任強化に関する改正
- 2 処理業者の責任強化に関する改正
  - (1) 処理業に関する改正
  - (2) 処理施設に関する改正
  - (3) 法人の刑の重罰課に関する改正
- 3 その他に関する改正

前号は「事業者の責任強化に関する改正」として、次の項目を取り上げた。

第1 なぜ事業者の責任を強化する必要があるのか

第2 事業者の委託者としての責任の強

**問1** 排出事業者がどうするのかを伺う  
前に、順序として、まず、産業廃棄物処理業者は、環境省令で定める処理困難な事態が生じた場合は、排出事業者（中間処理業者を含む）に通知することの義務が課されたそうですが、処理困難の通知の規定は、どのように規定されましたか。

**答** 処理業者の処理困難の通知の規定は、次のように規定されました。

化についての改正には、どんなものがあるか

- 1 マニフェストの写しの保存義務の追加
- 2 マニフェストの交付を受けないときは、産廃も受け取るなという改正
- 3 事業者の自己処理責任の自覚を高め、適正処理義務を果たす努力義務と監督的責任の強化に関する規定の改正

本号では、「事業者の責任に関する改正」の次の項目を取り上げる。

第14条 第13項・第14項……普通産廃の規定

第14条の4 第13項・第14項……特管物の規定

第13項 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行なうことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、その旨を当該処理を委託した者に通知しなければならない。

第14項 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該写しを当該通知の日から環境省令で定める期間、保存しなければならない。

### 【解説】

第13項と第14項は処理業者についての改正規定であり、次の第12条の3第8項が、排出事業者や中間処理業者の責任に関する改正である。

運搬又は処分の委託を受けた業者は、環境省令によると、処理困難な事由が生じたときは、10日以内に、すべての委託者（排出事業者）に通知すること、この通知書は「通知をしてから5年間」保存しなければならないとされた（環境省令）。

すべての委託者というのは、例えば、「廃プラ」の破碎の中間処理の場合でいえば、破碎施設の故障の場合は、収集運搬業者が運搬してくる排出事業者全

員に対して通知することです。主な1社にだけ通知すればよいものではありません。

**問2** どんな場合が処理困難な場合に当たりますか

**答** 環境省令は、「処理困難な場合」として、次のような場合を列挙しました。

そこで、事故が起きたときとか、欠格事由にかかったときとか、経営不振など、環境省令で定める事態が起きて、委託された廃棄物を自らは処理できなくなったときは、黙って続けてはならず、これを一旦やめて、処理困難な旨を委託者（排出事業者）に通知する義務が課されました。

#### ① 故障・事故

処理施設の破損等の事故により、廃棄物の保管上限を超えたこと。

#### ② 事業の廃止

産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の全部又は一部を廃止したこと。

#### ③ 施設の休止・廃止

許可を受けた処理施設をもって産業廃棄物処理業を営んでいる場合において、その処理施設を廃止又は休止したこと。

#### ④ 欠格要件該当

禁固以上の刑に処せられたこと、廃棄物処理法等の規定に違反して罰金以上の規定に処せられたことなど、処理

法に定める欠格要件に該当した場合

⑤ 埋立終了（最終処分場の場合）

最終処分場の埋立処分が終了したことにより、埋立処分ができなくなったこと。

⑥ 行政処分

事業の停止処分を受けたこと。

産業廃棄物処理施設の使用停止命令

産業廃棄物処理施設の許可取消

措置命令

⑦ 処理施設の改善命令等により、保管上限に達し、施設が使えなくなったこと。

問3 複数の施設を所有して営業している場合に、一つの施設だけが故障して休止するが、他の施設に影響ない場合は、休止する施設に搬入する産業廃棄物の事業者にだけ、処理困難の通知をするだけでよいでしょうか。

答 そのとおり、そのような場合は、関係のある施設で扱う産業廃棄物の排出事業者や中間処理業者にだけ通知すればよろしい。

例えば、焼却施設と破碎施設をもって操業している場合、焼却施設だけが故障した場合、焼却物の排出事業者にだけ通知すればよい。破碎業務には影響がないからです。

しかし、欠格要件該当や行政処分の場合は、全部の施設で操業できなくなるので、全事業者に通知しなければなりません。

問4 処理困難の通知を発した処理業者は、その通知書を保存する義務があるのでしょうか。

答 処理困難の通知を発した業者は、その通知書を環境省令で定める期間、「5年間」、保管していかなければいけません（環境省令10の6の3）。

問5 排出事業者は、処理業者から上記の処理困難の通知を受けた場合、どうしなければいけないのでですか。

答 事業者については、次のように改正されました（アンダーラインの部分）。

第12条の3 第8項 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第3項から第5項まで若しくは第12条の5第5項の規定による管理表の写しの送付を受けないと、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理表の写し若しくは虚偽の記載のある管理表の写しの送付を受けたとき、又は第14条第13項若しくは第14条の4第13項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

【解説】

処理困難の通知（俗に「ギブアップの通知」という人がいる）を受けた排

出事業者（中間処理業者も含まれる）は、現場に駆けつけて、事態がどういう状況になっているかを見定めて、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に、措置内容等の報告書を都道府県知事に提出することと改正されました。

その場合の委託料金の清算についてはここには記載されていませんが、当然、そういう清算が伴うでしょう。しかも、経営不振から処理困難になったのであれば、ある排出事業者一社だけの問題ではないはずですから、数十社あるいは100社近い事業者からの廃棄物が滞留しているでしょう。

その滞留している廃棄物が、どの会社の廃棄物であるか、見分けができるだろうか問題です。大量に山積みされている場合、到底見分けはつかないでしょう。

事業者（中間処理業者を含む）が引取らなければならないとすると、今度は、事業者同士の責任の分担をどうするかの問題に発展するでしょう。マニフェストとか、委託料の請求書や、数量や支払金額の記載のある帳簿の記載から、委託者と委託の量を推定するしかないでしょう。

また、マニフェストが環境省令で定める期間内に戻ってこないとき、あるいは虚偽の記載のあるマニフェストが送られてきた場合には、マニフェストを交付した者、つまり排出事業者など

は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握とともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならぬとされていましたが、それに類する規定であり、それ以上に、具体的に産業廃棄物そのものを引き取って、別の処理業者に委託するなどの措置を取る必要があります。

問6 事業者が事業場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、届出なければいけないという規定が創設されたということですが、どういうことでしょうか。

答 そのとおりです。

産業廃棄物の不適正処理の実態の一例に、下請業者や解体工事業者が排出事業者ではなく下請業者であるにもかかわらず、自分は“排出事業者である”、“自己処理だ”と称して、自ら保管を行い、あるいは他人の廃棄物を受け入れて、大量の山積みの不法堆積を行う場合があるので、こういう不法堆積を防止する必要があるため、それを防止するために設けられた規定です。

次のように改正されました。

法第12条第3項・第12条の2第3項 関係事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとする

きは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届出なければならない。その届出た事項を変更しようとするときも同様とする。

### 【解説】

この規定によると、保管する産業廃棄物は必ずしも建設廃棄物を指しているとはいませんが、環境省令によって建設系廃棄物だけが対象とされました。

建設廃棄物の場合、排出事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら行う保管に関し、当該産業廃棄物を過剰に、又は長期間保管するなど、とかく、基準に違反した不適正な保管を行う事例が見受けられるものです。

排出事業者が自ら行う保管については、都道府県知事の許可等の事前手続が不要となっていたため、不適正保管が大規模な事案となるなど、外観上明らかとなるまで発覚しにくく、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止できなければなりません。これらの不適正な保管により生活環境保全上の支障が実際に生じた場合に、都道府県知事が当該不適正保管を行った事業者を把握する手立てがないことから、改善命令又は措置命令といった措置の迅速な実施に支障を来していました。

そこで、排出事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃

棄物の保管を自ら行う場合の保管場所を都道府県知事が把握できる仕組みを設けることにより、不適正な保管が行われた場合にそれを早期に発見し、報告徴収、立入検査、改善命令又は措置命令といった法律上の措置を迅速に行い、もって生活環境保全上の支障の発生の未然防止と拡大防止を確実にするため、不適正な保管が行われる事案の多い建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、排出事業者が、当該産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上の場所で行われるものに限る）しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事へ届け出なければならないこととしたのです。

ところで、「事業場外で建設系廃棄物を保管する場合」とはどんな場合かというと、夜間工事をした場合とか、鉄道の線路の夜間工事の場合などがあります。そういう工事のとき、夜間時の受け入れ施設がない場合、廃棄物は現場外に運んで仮置きしたうえ、昼間に処理施設に搬入することができます。その場合の一時の仮置き場所は、ここでいう自ら保管の対象となります。

問7 この保管の事前の届出を怠った場合は、どんな罰則ですか。

答 罰則は次のとおりです。

届出をせず、又は虚偽の届けをした者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金です（29条1号）。

問8 如何なる場合にも保管の届出が必要なのですか。

一定規模以上の場合とか、何か限定がありますか。

答 限定があります。

環境省令において、届出が必要な場合を次のような場合に限定しています。

### 【解説】

① 保管の届出の対象となる産業廃棄物

保管の届出の対象となる産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物とする。

② 届出をしなければならない規模の保管

届出をしなければならない規模の保管は、当該保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上である場所において行われる保管であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

イ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む）において行われる保管

ロ 許可の対象となる産業廃棄物処理施設において行われる保管

ハ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

## 二 産業廃棄物の保管の届出

産業廃棄物の保管の届出は、次に掲げる事項を記載した書面に記載して提出する。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ・保管の場所に関する次に掲げる事項
  - ・所在地
  - ・面積
  - ・保管する産業廃棄物の種類
  - ・積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
  - ・屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、その旨及び第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの
- ホ 保管の開始年月日
- ヘ 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- ・届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを称する書類
  - ・保管の場所の平面図及び付近の見取り図

しかし、改正法の細目が決まったのが本年1月28日であるため、排出事業者に改正内容を教える時間がなくて、法が順調に運用されるだろうか、改正規定についての疑問点が多く、監督庁の現場において、法の解釈や指導に間違いが起きないか、心配である。

（次号へ続く）

# お江戸ふらふら歩る記

## ニお江戸の名所旧跡ニ

### 大田区の大森海岸界隈を歩く②

前号では誌面の都合で密厳院についての記述が不十分だったので補足するが、同寺は弘法大師の作と伝えられる不動明王を安置する古刹で、古くから多くの武将たちが戦勝祈願を込めた祈願所として栄えた。

慶長 8 年（1603）徳川家康が征夷大將軍となって江戸幕府を開き、元和元年（1615）に「諸宗諸本山諸法度」を定め、全国諸寺院の本末関係を確立して幕府の統制下に置き、密嚴院は改めて醍醐三宝院と本末関係を結んだという経緯があった。

慶長 4 年（1641）これまで芝高輪にあった刑場が鈴が森に移され、以来、密嚴院が刑死した人々の供養に当たったといわれている。この関係で天和 3 年（1683）、放火の罪で鈴が森刑場に於いて火あぶりに処せられた、彼の「八百屋お七」の遺体が当寺に引き取られ埋葬されたと伝えられ、その三回忌に当たる貞享 2 年（1685）にこの靈を慰めるため、お七が住んでいた小石川の念佛講中が、当時刑



お七地蔵

死人の供養に当たっていた密嚴院の境内に「お七地蔵」を造立したものだが、刑場から一夜で密嚴院に飛んできたという伝説から「一夜地蔵」とも呼ばれている。

お七地蔵の左側に祀られているのが庚申供養塔。塔身に法界定印を結んだ阿弥陀如来像が浮き彫りされている極めて珍しい形態のもので、光背には寛文 2 年（1662）と刻されて



庚申供養塔

おり、大田区では 2 番目に古いものといわれている。ご存知のように、庚申の信仰は中国の道教の説で、「人の体内にいる三戸の虫が庚申の夜、天に昇って天帝にその人の罪過を告げるため、生命を縮められる」というもので、庚申の夜は眠らず言行に慎み、健康長寿を祈念する、という信仰である。像の高さは約 120 センチメートルである。

密嚴院はこの辺でとどめ、南側の裏手、約 200 メートルのところにある最徳寺に歩を進める。浄土真宗本願寺派で、明光山、知恵光院と号し、京都西本願寺の末寺である。

寺伝によれば、開山は權少僧都永頓は藤原氏の一族で、鎌子の後胤、信濃守季平

6 代の孫頼安の末裔、相模国三浦郡野北郷にある五明山最宝寺開基明光の弟だという。はじめは天台僧であったが、兄に従い鎌倉で親鸞の教化を受けて改宗、文暦元年（1234）9 月に当地に一寺を建立、その後、仁治 2 年（1241）に没したと伝えられている。

最徳寺門前の道を左にとって進むと三叉路の形の道となるが、その左手の道に入った大森北 3 丁目 22 番 26 号に、昭和初期に質の高い和洋折衷住宅として建てられた大森地区の町並みを代表する建物がある。



昭和初期の和洋折衷住宅

このところから再び第一国道に戻ると、左手に稻荷神社があり、京急電鉄のガードをくぐって国道を渡るとスポーツセンターがある。更に進むと柵を巡らした小高い丘に突き当たるが、そこは「平和の森公園」であり、右手に平和島に渡



平和の森公園の平面図

る“都大橋”が見られる。

この平和の森公園は都大橋をくぐって「大森ふるさとの浜辺公園」に続いており、ようやく訪ねたかった大森海岸の一端に触れられるが、ここに「大森海苔のふるさと館」もあり、江戸時代に発祥した海苔作りにまつわる歴史も紹介したいので、スペースの関係から次号に譲り先を急ぐことにした。

大森本町 2 丁目の平和島に渡る道路である「環七」付近から大森警察署に至り、更に内川橋辺りまでの道を美原通りといふ。この道は旧東海道で、旧大森村の小字である北原・南原等の三つの原を通る通りの意味であるが、ここが商店街であることから“三”に“美”の文字を充てたものといわれる。品川区の旧東街道と同様に幅員が比較的良く残されている。

大正 7 年（1918）第一京浜国道建設工事により、旧東海道が拡幅されたが、この付近は繁華な商店街であったため、ここを避けて西側に道路が建設されたので旧道として残されたそうである。今も道筋に江戸時代から続いた海苔問屋、餅菓子屋、本屋などもあり、現在は大田市場に併合されたが、一代前には魚市場もあったとされている。旧東海道には随所に、ここは旧東海道であった旨の標識がある。



美原通りにある旧東海道の標示

（この項 続く 明）

## 事務局だより

3月11日(金)に発生した東北・三陸沖を震源としたM9.0の巨大地震は、震源地域はもちろんのこと首都圏にも甚大な被害をもたらした。

事務局一同この紙面をお借りして、被災を受けられた皆様方に対しまして心からお見舞い申し上げるとともに、避難生活を余儀なくされている方々におかれましては、希望と強い信念をもって頑張って頂きたいと切に願っております。

ところで、会員の皆様をはじめとするご家族・身内および友人関係の方々の被災状況は如何でしょうか?

今後、被災地のライフラインが整備されてくるに従って、膨大な廃棄物が排出されることが予想されます。(神戸・淡路大震災とは比較にならないくらいな量) その際に廃棄物処理のプロである皆様方に、その処理支援の要請が出てくることが考えられますので、今からその準備や心づもりをしておいて下さい。

原発施設の崩壊により、電力の供給がままならない状況になっており、首都圏では状況によって

は大停電をも心配されている。そんな、危機的状況を緩和させるための計画停電が実施されている。このような状況の中で不謹慎とは思いながら、あえて想いを記述することとした。

一斉にストップした停電の夜、自宅で二本のローソクを頼りに妻と二人でディナー(夕食)に臨んだ。ふと89年に経験したアラスカでの思い出がタイムスリップしたように蘇ってきた。当時訪れたアラスカのイシマロフ・アイランドという島では、日本では到底考えられないような日常生活が待っていた。電気設備は一切なし(夜はローソクを使用)・風呂はシャワーで洗剤使用はダメ・トイレも5m以上深く掘った穴に匂いを付けたものの(男女共用)などで、利便性になれた我々は随分と戸惑いを感じた。しかし、ローソクや月明かりに写しだされる大自然の風景や目の前に広がった海のざざ波を開きながら過ごす団欒のひとときなどに魅了され刻をも忘れた。そんな貴重な時間を我々は何處かに忘れてきましたのかも・・と計画停電の暗闇の中で独り言が口をついて出た。

(木村)

## 編集後記

未曾有の大震災で被災されました方々に對して心よりお見舞い申し上げます。協会では出来ることを準備し、実行できるところから順次行っております。会員の皆様方にも直接的、間接的に被災された方も居られることと存じますが、速やかで的確な救援が必要な状況ですので、ご協力を衷心からお願い申し上げます。

想定外という言葉が随所に出てきております。想定出来なかったのですから、この言葉を使うことの裏は能力を超えていると告発しているものと考えて良いのかもしれません。言葉は使い方を誤ると大きな誤解を生ずる可能性があります。慎重な言動を心掛けようではありませんか。

4月1日から改正処理法の主な部分が施行されております。法律政令省令は文書ですが言葉です。誤解しないようぐれぐれも慎重に対応して頂ければ幸いです。東京都では許可証の標記の一部を変更しています。これらは頑張っている業者への

応援と感じています。対象となっておられる皆様におかれましては有効にご活用下さい。

各種の催し物が中止となっています。被災された現地の方々を気遣ってのものです。勿論、電力供給の問題もございます。この問題は急激に回復しないものと想われます。この際、電力に頼らない工夫を実行して参りましょう。昔は電気がなくとも皆で工夫し楽しめる場をつくっていました。先人の工夫を思い起こしてみましょう。

被害への対処についてですが、今回の災害は大震度地震、巨大津波、原子力発電所の事故が重なっています。これらへの対処は単純には行きません。先ほど、想定のことを書きましたが、対処に際しては、条件の精査を行わないと大きな二次災害を起こす可能性があります。従って、勝手な行動は現に慎まなければなりません。独りよがりとならないように常に戒めて行動されることを切に望むところでございます。皆の叡智でこの難局を乗り切ろうではありませんか。

(乙顔)

## とうきょうさんぱい 2011 第248号

発行人 高橋俊美  
企画・編集 報委員会  
発行所 法人 東京産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F  
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail; [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)  
印刷 刷 皆川美術印刷株式会社

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

## 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>

# よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)



廃  
棄



受け入れ・中間  
処理(破碎)

私たちは究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

**パーティクルボードとは…。**  
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

**パーティクルボードでは…。**  
木材バレット・細包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

**目標は究極のリサイクリング(資源循環の輪)なのです。**

当社で生産したパーティクルボードは加工・製品化されます。しかし、あくまでも木質系の素材であるため、老朽化することは否めません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持ちいただいたことにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことが出来るのです。これこそが当社の目指している究極のリサイクリングなのです。

**TB 東京ボード工業株式会社**

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号  
TEL.03(3522)1524㈹ FAX.03(3522)1525  
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚1000

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。  
<http://www.epd-eco.com>

**EPD**®